

第79回国民スポーツ大会保険加入業務に係る仕様書

1 損害賠償責任保険

(1) 目的

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催又は共催する第79回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）の開催期間中（開催準備業務及び撤収業務を含む。）に、実行委員会が所有又は管理運営するものの不備又は運営上の過失に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合のてん補するため、損害賠償責任保険に加入する。

(2) 内容

ア 施設賠償責任保険

(ア) 対象

実行委員会が所有し、管理運営するものの不備又は運営上の過失の行為に起因して、第三者の生命、身体、所有物等（借用施設を含む。）に損害（※1）を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することとなった場合のてん補

なお、実行委員会が所有又は管理運営するものとは、競技会場、練習会場、駐車場、案内所等及び会場内外に設置する看板、仮設物等を指す。

（※1）滅失、破損又は汚損、紛失、盗取、詐取、給排水設備（漏水）等

(イ) 補償内容（※免責金額なし）

区 分	1 人	1 事故	保険期間中
対 人	1 億円	1 億円	3 億円
対 物	—	1 億円	3 億円

(ウ) 保険条件

別紙1「大会概要」、別紙2「施設賠償責任保険対象者推計表」及び別紙3「仮設物設置状況一覧（会場外含む。）」を参照。また、別紙8「求償権不行使団体一覧」を参照し、求償権不行使特約を付帯すること。

(エ) 保険料の算出

概要等は、別紙1から別紙3までのとおりであることを前提として算定すること。

イ 医師等賠償責任保険

(ア) 対象

実行委員会が管理運営する救護所等（練習会場、救護席等も含む。）で

の医師、看護師等の医療行為、看護業務等に起因して、第三者の生命・身体に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することとなった場合のてん補

(イ) 補償内容（※免責金額なし）

区 分	1 人	1 事故	保険期間中
対 人	1 億円	1 億円	3 億円

(ウ) 保険条件

別紙 4「医師、看護師等配置計画」を参照

(エ) 保険料の算出

救護所等を設置する会場及び医療従事者数は、別紙 4 のとおりであることを前提とし、補償対象日もこれに対応するものとする。

ウ 生産物賠償責任保険

(ア) 対象

実行委員会及び実行委員会が許可した者が競技会場等で提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することとなった場合のてん補

(イ) 補償内容（※免責金額なし）

区 分	1 人	1 事故	保険期間中
対 人	3,000 万円	3 億円	3 億円

(ウ) 保険条件

別紙 5「飲食物提供予定一覧」を参照

(エ) 保険料の算出

飲食物の提供を行う会場、提供期間及び提供予定物は、別紙 5 のとおりであることを前提として算定すること。

エ 受託物賠償責任保険

(ア) 対象

実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは詐取されたこと等により、貸主に法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合のてん補

(イ) 補償内容（※免責金額なし）

区 分	保険期間【支払限度額】	
	1 事故	保険期間中
対 物	時価	時価

(ウ) 保険条件

別紙 6 「借用物一覧」を参照。また、別紙 8 「求償権不行使団体一覧」を参照し、求償権不行使特約を付帯すること。

(エ) 保険料の算出

保険料は、別紙 6 の保険条件を前提として算出し、補償対象日もこれに対応するものとする。

(3) 保険料の支払い

- ア 保険料は、保険業務契約締結後から大会開催前に一括納付するものとする。
- イ 大会日程、使用施設等、保険料算出の前提条件に変更が生じたときは、協議の上、必要に応じて契約内容の変更及びそれに伴う保険料の精算を行うものとする。

2 傷害保険

(1) 目的

実行委員会が主催及び共催する大会の開催準備及び期間中に、運營業務に従事する者が、事故等により生命、身体等に生じた損害を補償するため、傷害保険に加入する。

(2) 被保険者・対象

区分	被保険者	対象
A	大会役員	・大会の開催準備業務及び開催業務に従事しているとき ・該当業務に従事するために自宅又は宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中
	競技役員	
	競技補助員	
B	医師	
C	看護師等	

(3) 補償内容

区 分	内 容
死亡保険金	偶然の事故による傷害に起因して、受傷日から180日以内に死亡したとき
後遺障害保険金	偶然の事故による傷害に起因して、受傷日から180日以内に後遺症が生じたとき
入院保険金	偶然の事故による傷害に起因して、日常生活又は平常業務に支障が生じたため、医師の指示により入院して治療を受けたとき（受傷日から180日以内に限る。）

通院保険金	偶然の事故による傷害に起因して、日常生活又は平常業務に支障が生じたため、医師の指示により通院して治療を受けたとき（受傷日から180日以内で、通院日数は90日を限度とする。）
-------	--

区 分	保 険 金 額（支払限度額）		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
A	2,500万円	5,000円	3,000円
B	1億5,000万円	30,000円	10,000円
C	3,000万円	10,000円	5,000円

(4) 保険料の算出・保険条件

ア 保険料の算出は別紙7「傷害保険被保険者数推計」に基づくものであることを前提とし、被保険者別（A、B又はC）に無記名式で行うものとする。

イ 1人1日当たりの保険料は、各日別の従事者数の多少にかかわらず、同一金額に設定するものとする。

ウ けがに対する補償に加え、日射病、熱射病等の熱中症に対する補償を含む。

(5) 保険料の支払い

保険料は、競技会開催前に(4)に基づいて算出した保険料で支払うものとする。

3 各保険に係る共通事項

(1) 上記補償内容と同等以上であれば保険種類は問わない。

(2) 落札業者は、保険種別ごとに保険料の明細を提出することとする。

(3) 本仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うこと。

(4) 上記に定めのない事項であっても、当然行われるべき事項については良心的に行うこと。